

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について

(3.4.11号塩屋舞子線ほか2路線)

計 画 書

神戸国際港都建設計画道路の変更（神戸市決定）

都市計画道路中3.4.11号塩屋舞子線ほか2路線を次のように変更する。

| 種別   | 名称     |        | 位置                           |                           |                           | 区域           | 構造       |          |         |   | 備考 |
|------|--------|--------|------------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------|----------|----------|---------|---|----|
|      | 番号     | 路線名    | 起 点                          | 終 点                       | 主 な<br>経過地                | 延長           | 構造<br>形式 | 車線<br>の数 | 幅員      | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造  |    |
| 幹線街路 | 3.4.11 | 塩屋舞子線  | 神戸市<br>垂水区<br>塩屋町<br>大谷      | 明石市<br>大蔵谷<br>狩口          | 神戸市<br>垂水区<br>福田<br>2丁目   | 約 m<br>6,280 | 地表式      | 2車線      | m<br>20 | 自動車専用道路<br>と立体交差1箇所<br>幹線街路商大線<br>と立体交差<br>幹線街路と平面<br>交差6箇所 |    |
| 幹線街路 | 3.4.14 | 鈴蘭台幹線  | 神戸市<br>北区<br>鈴蘭台東町<br>2丁目    | 神戸市<br>北区<br>鈴蘭台北町<br>2丁目 | 神戸市<br>北区<br>鈴蘭台北町<br>1丁目 | 約 m<br>1,170 | 地表式      | 2車線      | m<br>20 | 幹線街路と平面<br>交差1箇所  |    |
|      |        |        | なお、神戸市北区鈴蘭台北町1丁目地内に交通広場を設ける。 |                           |                           |              |          |          |         |   |    |
| 幹線街路 | 3.4.39 | 鈴蘭台環状線 | 神戸市<br>北区<br>鈴蘭台東町<br>1丁目    | 神戸市<br>北区<br>鈴蘭台北町<br>2丁目 | 神戸市<br>北区<br>南五葉<br>2丁目   | 約 m<br>3,780 | 地表式      | 2車線      | m<br>16 | 神戸電鉄有馬線<br>と立体交差<br>神戸電鉄粟生線<br>と立体交差<br>幹線街路と平面<br>交差4箇所    |    |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

都市計画道路 塩屋舞子線は、垂水区塩屋町大谷の都市計画道路 塩屋多井畑線から明石市大蔵谷狩口の都市計画道路 狩口伊川谷線に至る幹線街路である。

塩屋舞子線のうち、星陵台3丁目の都市計画道路 舞子山手線から舞子坂1丁目の都市計画道路 舞子多聞線の区間については、昭和47年から整備を進めてきており、平成15年度に北舞子3丁目から舞子坂1丁目の区間について整備が完了している。

このたび、残る未整備の星陵台3丁目から北舞子3丁目の区間について、沿道の土地利用状況や将来の交通需要をふまえ、道路機能を見直した結果、幅員を20mから14mに変更する。

都市計画道路 鈴蘭台幹線は、鈴蘭台東町2丁目の都市計画道路 水呑木見線から、神戸電鉄 鈴蘭台駅前を経て、鈴蘭台北町2丁目の都市計画道路 鈴蘭台環状線に至る幹線街路である。

都市計画道路 鈴蘭台環状線は、鈴蘭台東町1丁目の都市計画道路 鈴蘭台幹線から、神戸電鉄西鈴蘭台駅前を経て、鈴蘭台北町2丁目の都市計画道路 鈴蘭台幹線に至る幹線街路である。

鈴蘭台駅前では、北区の玄関口にふさわしい安全・快適で、にぎわいと魅力のあるまちづくりを実現するため、市街地再開発事業の施行を予定している。

このたび、道路及び交通広場の整備と共同化ビルの建設を一体的に推進するため、交通広場の区域を変更するとともに、鈴蘭台幹線の一部区間について線形を変更する。あわせて鈴蘭台環状線を延伸し、起点を東へ変更する。

なお、交通広場の接続道路を鈴蘭台環状線から鈴蘭台幹線に変更する。

### (参考)

#### 1. 塩屋舞子線の変更の概要

変更区間：約900m

幅員の変更：(変更前)20m → (変更後)14m

#### 2. 鈴蘭台幹線の変更の概要

線形を変更する区間：約120m

交通広場の追加：約1,400 m<sup>2</sup>

※駅前広場は、本議案の交通広場(1,400 m<sup>2</sup>)と第4号議案の立体都市計画として決定する交通広場(1,300 m<sup>2</sup>)を加えた約2,700 m<sup>2</sup>となる。

#### 3. 鈴蘭台環状線の変更の概要

延長の変更：(変更前)3,770m → (変更後)3,780m

交通広場の廃止：約3,100 m<sup>2</sup>